

千葉県住宅用防災機器等取扱業者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用防災機器等の販売等を行う業者を千葉県消防局に登録し、市民に公表することにより、市内における住宅用防災機器等の設置について、円滑な普及の促進を図ることを目的とする。

(登録要件)

第2条 この要綱において、登録の対象となる業者は、住宅用防災機器等の販売を業として行う業者（以下「取扱業者」という。）で、次の各号に掲げる登録要件に該当するものとする。

- (1) 別表に掲げる住宅用防災機器等の販売を業として行う者であること。
- (2) 販売行為を行う主たる事業所の所在地又は主として販売を行う区域が千葉市内にあること。
- (3) 特定商取引法による行政処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (4) 暴力団又は、暴力団やその構成員の統制下にある団体でないこと。

(登録の届出)

第3条 登録を希望する取扱業者は、住宅用防災機器等取扱業者登録届出書(様式第1号)(以下「登録届出書」という。)により、次の各号に掲げる書類を添付して千葉県消防局長(以下「消防局長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 住民票(個人の場合に限る。)
- (3) 取り扱う防災機器のリスト

(登録簿等)

第4条 消防局長は、前条の規定による届出を受理した場合は、登録届出書に記載される、取扱業者の名称、所在地、電話番号、ファックス番号及び取り扱う防災機器等の情報を住宅用防災機器等取扱業者登録簿(様式第2号)(以下第8条において「登録簿」という。)へ登録する。

2 消防局長は、前項の規定による登録をした場合は、届出業者に住宅用防災機器等取扱業者登録通知書(様式第3号)を交付するものとする。

3 前項の規定による登録を受けた取扱業者(以下「登録業者」という。)は、登録を受けた旨を様式第6号の例により販売店等の店頭に表示することができる。

(登録業者の責務)

第5条 登録業者は、法令等を遵守し、住宅用防災機器等の販売等の事業を誠実にを行うとともに、千葉県火災予防条例第3章の2に規定する住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(以下この条において「条例基準等」とい

う。)の趣旨を理解し、条例基準等の内容を記載した掲示物を販売店等の店頭へ掲示し、条例基準等の対象から外れる住宅用防災機器にはその旨の表示を行う等、住宅用防災機器等の普及促進に努めなければならない。

(登録の変更及び廃止の届出)

第6条 登録業者は、当該届出に係る事項について変更があったとき、又は当該届出に係る業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を登録届出書により消防局長に届出しなければならない。

(登録の更新)

第7条 登録の有効期間は1年とし、登録を受けた日から1年を経過した場合、その業者の情報は登録簿から削除されるものとする。

2 登録業者は、登録を受けた日(又は本項による更新の届出を行った直近の日)から1年以内に登録届出書により消防局長に更新の届出を行うことができる。この場合、前項の登録簿からの削除は、直近の更新の登録を受けた日から1年を経過した場合に行うものとする。

(登録簿の公表)

第8条 消防局長は、登録簿を消防局、消防署及び消防出張所の掲示板への掲示、ホームページへの掲載、その他の方法により公表するものとする。

(住宅用防災機器等の販売実績に関する報告)

第9条 登録業者は、毎年1回、年度の始めに住宅用防災機器等販売実績報告書(様式第4号)により前年度の住宅用防災機器等の販売実績を消防局長に報告しなければならない。

(登録の取消)

第10条 消防局長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 偽り若しくは不正な手段で当該登録を行ったことが判明したとき。
- (2) 第2条各号に該当しなくなったとき。
- (3) 住宅用防災警報器等を販売する際に、社会通念上明らかに不正と思われる行為を行ったと消防局長が認めたとき。
- (4) 登録業者から当該届出に係る業を廃止した旨の届出を受理したとき。

2 消防局長は、前項の規定により登録の取り消しをした場合は、登録の取り消しを行った業者に対し、住宅用防災機器等取扱業者登録取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月20日から施行する。

別表

対 象 品 目		
警 報 関 係	住宅用火災警報器（煙式） （条例適合品）	住宅用火災警報器及び住宅用火災報知設備に係る技術上の基準を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下「住宅用火災警報器等規格省令」という。）に定める技術上の基準に適合したもの
	住宅用自動火災報知設備 （条例適合品）	住宅用火災警報器等規格省令第2条第2号に定める住宅用火災報知設備及び当該住宅用火災報知設備に千葉県火災予防規則第16条の3に定める熱感知器を接続したもの
	住宅用火災警報器（熱式） （条例適合品）	千葉県火災予防規則第16条の2に定める定温式住宅用火災警報器
	その他の住宅用火災警報器等	住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器又は火災報知設備であって、上記以外のもの
消 火 関 係	住宅用消火器	消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第2号に定める住宅用消火器
	エアゾール式簡易消火具	エアゾール式簡易消火具を定める件（昭和57年消防庁告示第6号）に適合するエアゾール式簡易消火具
	住宅用自動消火装置	「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成6年3月9日付け消防予第53号）別添 住宅用下方放出型自動消火装置の技術基準又は「住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置について」（平成2年7月12日付け消防予第96号）別添 住宅用フードファン付きレンジ用自動消火装置の技術基準に適合するもの
	住宅用スプリンクラー設備	「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて」（平成3年3月25日付け消防予第53号）別添1に定める技術ガイドラインに適合するもの
	固定型消火機器	「住宅用火災機器等推奨制度の対象品目の追加について」（平成4年1月28日付け消防予第12号）別紙1に定める技術ガイドラインに適合するもの
	天ぷら油消火用簡易装置	「住宅用火災機器等推奨制度の対象品目の追加について」（平成4年1月28日付け消防予第12号）別紙2に定める技術ガイドラインに適合するもの

対 象 品 目	
	<p>その他の消火機器等</p> <p>住宅における火災の初期消火に資する機器等であって、上記以外のもの</p>
防 炎 関 係	<p>防炎カーテン・防炎布製ブラインド</p> <p>カーテン又は布製ブラインドであって、消防法施行令第4条の3第4項及び第5項に定める防炎性能の基準に適合するもの</p>
	<p>防炎じゅうたん等</p> <p>じゅうたん、毛せん、カーペット、ござ等の床敷物であって、消防法施行令第4条の3第4項及び第5項に定める防炎性能を有するもの</p>
	<p>防炎寝具類</p> <p>ふとん、毛布、しきふ、ふとんカバー、まくらカバー、フォームマットレス、スプリングマットレス、ベッドパット、ベッドスプレット等であって、「寝具類等の防炎表示物品の使用について」（昭和49年6月25日付け消防安第65号）に規定する「防炎製品の性能試験基準」に適合するもの</p>
	<p>防炎衣服類</p> <p>衣服類であって、「防炎製品の品目の追加について」（昭和61年9月19日付け消防予第129号）に規定する「防炎製品の性能試験基準」に適合するもの</p>

様式第1号（第3条、第6条及び第7条関係）

住宅用防災機器等取扱業者登録届出書（新規・変更・更新・廃止）

（あて先）千葉県消防局長

届出者
住 所
電 話 （ ）
氏 名

事業所	名 称			
	所在地			
	責任者 ^{ふりがな} 氏名	電 話 （ ） F A X （ ）		
法人登記	有・無	登記年月日	年 月 日	
開始・変更・廃止年月日		年 月 日		
変更内容・廃止事由				
販売方法	・店頭販売 ・通信販売 ・その他（ ）			
サービス	<input type="checkbox"/> 保証（ 年） <input type="checkbox"/> 取付け（無償・有償） <input type="checkbox"/> 宅配（無償・有償） <input type="checkbox"/> 交換時期の連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
防災機器の種類	警 報 関 係	消 火 関 係	防 炎 関 係	
	<input type="checkbox"/> 住宅用火災警報器（煙式）（条例適合品） <input type="checkbox"/> 住宅用自動火災報知設備（条例適合品） <input type="checkbox"/> 住宅用火災警報器（熱式）（条例適合品） <input type="checkbox"/> その他の住宅用火災警報器等	<input type="checkbox"/> 住宅用消火器 <input type="checkbox"/> エアゾール式簡易消火用具 <input type="checkbox"/> 住宅用自動消火装置 <input type="checkbox"/> 住宅用スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 固定型消火機器 <input type="checkbox"/> てんぷら油消火用簡易装置 <input type="checkbox"/> その他の消火機器等	<input type="checkbox"/> 防災カーテン・防災布製ブラインド <input type="checkbox"/> 防災じゅうたん等 <input type="checkbox"/> 防災寝具類 <input type="checkbox"/> 防災衣服類	
※受 付 欄		※経 過 欄		

- 備考 1 届出者が法人の場合、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
- 2 「販売方法」については、該当する形態を○で囲むこと。
- 3 「サービス」については、該当するものにレ点を付すること。
- 4 「防災機器の種類」については、取扱う防災機器にレ点を付すること。

様式第2号（第4条関係）

住宅用防災機器等取扱業者登録簿

登録番号 年月日	名称	所在地	電話番号 FAX番号	※取り扱い防災機器								販売形態	サービス
				A	B	C	D	E	F	G	H		
第号 ・													
第号 ・													
第号 ・													
第号 ・													
第号 ・													
第号 ・													
第号 ・													
第号 ・													
第号 ・													

※ 取り扱い防災機器

- A：住宅用火災警報器（煙式）（条例適合品） B：住宅用自動火災報知設備（条例適合品） C：住宅用火災警報器（熱式）（条例適合品）
 D：その他の住宅用火災警報器等 E：住宅用消火器 F：エアゾール式簡易消火用具 G：その他の消火関係 H：防災関係

第 号

届出者

住 所

氏 名

住宅用防災機器等取扱業者登録通知書

年 月 日付で提出のあった登録届出に基づき登録名簿に登録
したことを通知します。

年 月 日

千葉市消防局長 

様式第4号（第9条関係）

住宅用防災機器等販売実績報告書（ 年度）

年 月 日

（あて先）千葉県消防局長

登録者

住所

電話（ ）

氏名

事業所	名称		
	所在地 責任者氏名	電話（ ）	
防災機器の種類		販売個数	防災機器の種類
住宅用火災警報器（煙式）（条例適合品）			天ぷら油消火用簡易装置
住宅用自動火災報知設備（条例適合品）			その他の消火機器等
住宅用火災警報器（熱式）（条例適合品）			防災カーテン・防災ブラインド
その他の住宅用火災警報器等			防災じゅうたん等
住宅用消火器			防災寝具類
エアゾール式簡易消火用具			防災衣類等
住宅用自動消火装置			
住宅用スプリンクラー設備			
固定型消火機器			
※受付欄		※経過欄	

- 備考 1 登録者が法人の場合、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 「防災機器の種類」欄に記入できない場合は、別紙を用いて添付すること。

第 号

登録者
住 所
氏 名

住宅用防災機器等取扱業者登録取消通知書

年 月 日付で届出のあった住宅用防災機器等取扱業者
登録については、下記の理由によりこれを取り消す。

年 月 日

千葉市消防局長 

記

理 由

（例）

登
録
済
事
業
者

千葉県住宅用防災機器等取扱業者登録制度

例
株式会社〇〇〇

第

号